

用語の説明

事業所（じぎょうしょ）～経済センサスー活動調査～

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

従業者（じゅうぎょうしゃ）～経済センサスー活動調査～

調査日現在、当該事業所の業務に従事している「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいう。

就業者（しゅうぎょうしゃ）～経済センサスー活動調査～

従業者に、「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ、「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

年間商品販売額（ねんかんしょうひんはんばいがく）

調査対象期間1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

卸売業（おろしうりぎょう）

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している事業所を含む）。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。

小売業（こうりぎょう）

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所。
- (2) 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所。
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所（修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合を含む）。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）。
- (5) ガソリンスタンド。
- (6) 主として無店舗販売を行う事業所で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所。
- (7) 別経営の事業所。官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

百貨店・スーパー（ひゃっかてん・すーぱー）～商業動態統計調査～

従業者50人以上の小売事業所のうち、次に該当する小売事業所をいう。

- (1) 「百貨店」とは、日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーのうち、次のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が特別区及び政令指定都市で3,000㎡以上、その他の地域で1,500㎡以上の事業所。
- (2) 「スーパー」とは、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500㎡以上の事業所。

従業者（じゅうぎょうしゃ）～商業動態統計調査～

調査月の末日現在で主として当該事業所の業務に従事する者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常時雇用者をいう。常用雇用者とは、期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいう。

なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他に派遣している者は含まれる。

また、長期欠勤者で1か月以上いかなる給与も受けていなかった者は、在籍者であっても含まない。